

令和 7 年度

藤沢市安全・安心プラン作成の手引き

2 0 2 5 年(令和 7 年) 3 月

藤沢市福祉部障がい者支援課

目次

1	この制度の目的	1
2	申請者	1
3	助成対象.....	1
4	助成額	1
5	申請方法.....	2
6	助成金の使用に際してのお願い	4
7	よくある質問と回答	4
8	お問い合わせ	5

1 この制度の目的

障がい者の災害時及びその他緊急時の支援計画を定めるものである安全・安心プランの普及推進及びこの作成支援に係る計画相談支援専門員及び介護支援専門員（ケアマネジャー）の所得向上に寄与することを目的に助成金を交付します。

2 申請者

法人の代表者（法人ごとに助成対象を集計し、申請してください。）

3 助成対象

助成対象は、次のすべてに該当する事業所です。

- ・申請時点で藤沢市が援護する障がい者に計画相談支援を提供している計画相談支援事業所及び居宅介護支援事業所（事業所所在地を問わない）
- ・書面研修資料「藤沢市安全・安心プラン作り方マニュアル※1」を閲覧した相談支援専門員を配置している計画相談支援事業所及び居宅介護支援専門員を配置している介護保険法における居宅介護支援事業所

※藤沢市ホームページに掲載しております。

※今後、助成対象の要件を追加する可能性があります。（集合研修の受講等）

- ・その他詳細な条件及び「藤沢市安全・安心プラン作り方マニュアル」の閲覧については藤沢市ホームページに掲載がございますのでご確認ください。

【藤沢市ホームページ】

TOP ページ＞健康・福祉・子育て＞福祉＞障がい者福祉
＞安全・安心プランの作成及び活用について

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shogaifu/anzenansinpuran.html>

4 助成額

安全・安心プランの利用者区分によって、助成額が変わります。

利用者区分	助成金（利用者1件あたり）
既に計画相談支援（介護サービス計画（以下「ケ	6, 000円

アプラン」という。)) を利用している場合	
セルフプランから計画相談支援（ケアプラン）に変更する場合 ※変更月と同月又は翌月にプランの作成を行う場合	8, 5 0 0 円
新規サービス利用者の場合 ※計画相談支援（介護保険サービス）の新規介入による作成月と同月又は翌月にプランの作成を行う場合	1 1, 0 0 0 円

5 申請方法

事業所の作成実績をそれぞれ集計し、法人単位で申請してください。

申請は1利用者につき1回限りです。

ご注意ください

- ☆ 1利用者につき、いずれか1つの利用者区分で請求してください。
- ☆ 複数の利用者区分に該当する場合は、事業者の任意で1つを選択してください。
- ☆ 請求上の定員、上限はありませんが、交付については市の予算の範囲を上限とします。

<申請にあたる必要書類>

- ① 作成した安全・安心プラン（原本）
- ② 藤沢市安全・安心プラン作成助成金交付請求書（様式第1号）

※電子メールの場合、押印不要です。

※申請書は、市Webサイトの安全・安心プランのページからダウンロード

できます。

ホームページ：「安全・安心プラン」の作成及び活用について

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shogaifu/anzenansinpuran.html>

③藤沢市障がい福祉サービス受給者証の写し

※計画相談支援事業の支給決定を受けていることを確認できるもの

<提出方法>

・紙又は電子ファイル（利用者押印がわかる「安全・安心プラン」のPDF スキャン等）

<提出先>

・文書の場合

〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1 障がい者支援課 安全・安心プラン担当

・電子メールの場合

fj-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp

<提出締め切り>

安全・安心プランの作成月の翌月 10 日まで（10 日が土日又は祝日の場合はその直前の平日営業日）

<助成金の支払日>

提出書類の審査により助成を行うことを市が決定した日から 30 日以内

<助成対象となる安全・安心プラン>

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日～2026 年（令和 8 年）3 月 31 日の間に作成されたもの

※助成対象期間以降の作成は助成対象外となる場合がありますのでご注意ください。

※安全・安心プランに設けられた所定の記入欄に未記入箇所がある場合、未記入理由の確認を求める場合や助成対象外とする場合がございます。

6 助成金の使用に際してのお願い

- ◇ 今回の助成金は、市内での安全・安心プラン及び計画相談支援の普及促進に対する臨時的な交付金です。今回の助成をきっかけに、地域における利用者の「緊急時」「もしも」「親なき後」を考えるための相談支援専門員、当事者、家族等の意識醸成に努めていただくようお願いします。
- ◇ 加えて、相談支援専門員の所得向上も助成金の目的の一つです。当該助成金による臨時の事業収入については相談支援専門員への還元に努めていただくようお願いします。

7 よくある質問と回答

質 問	回 答
助成対象期間中に新たな事業所を開始しますが、対象になりますか。	対象になります。
作成、請求について定員、上限はありますか。	作成、請求にあたる上限は設けませんが、市の予算を市内事業者全体への助成支出上限とします。
<u>障がい児</u> 相談支援の利用者は対象ですか。	<u>対象外です。</u>
市外の計画相談支援施設は助成の対象になりますか。	事業所所在地は問いません。藤沢市が援護する者に計画相談支援を提供する事業所であれば対象になります。
介護保険ケアプランを利用している場合は対象になりますか。	対象です。
交付決定通知は出ないのですか。	実績に対する助成を行う事業であるため原則として決定通知等は発行しませんが、必要な場合はお申し出ください。

質 問	回 答
作成した安全・安心プランの内容に変更がありました。変更申請はできますか。	変更は可能ですが、利用者につき1回までが助成対象となるので、変更分は助成対象外になります。変更分は従来の提出運用と同一に扱うため、障がい者支援課に直接提出してください。

8 お問い合わせ

お問い合わせは、電子メールにてお願いします。

メールアドレス	fj-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp (今回の助成金申請・お問い合わせ専用)
---------	---

※ 電子メールを送信する際には、タイトルの冒頭に【安全・安心プラン】とご記入の上、必要事項を記載してください。

(事務担当) 福祉部障がい者支援課 担当者 安井・白戸

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電 話 (0466) 50-3528

ファクス (0466) 25-7822

e-mail fj1-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp